移動支援事業(個別支援型のみ)

事業内容

屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う。また、外出先における代読、代筆、助言等の支援を行う。

対 象 者

外出時に移動の支援が必要な視覚障害者(児)・知的障害者(児)・下肢体幹障害単独で1~4級の 身体障害者(児)・精神障害者(児)

行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定を受けている場合は対象外とする。

運営基準等

サービスを提供する場合は、居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めた者であること。 (視覚障害者(児)にサービスを提供する場合は、視覚障害者移動介護従業者の資格を要する。) 岡山県から指定居宅介護事業者の指定を受けていること。

サービス提供にあたっては、利用者と契約を締結すること。

サービス提供時に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行うこと。

サービス提供記録を整備しておくこと。

利用者負担金を利用者から受領すること。

補助金額

30分につき 900円(利用者負担分を含む。)

早朝夜間・深夜帯についても同額

補助対象: 1人につき 50時間/月までとする。

介護加算として1日1回1,000円(介護加算:居宅介護等での二人対応と同基準)

利用者負担

補助金額の1割

生活保護世帯・市民税非課税世帯:無料

(18歳以上の障害者については、世帯の範囲は本人及び同一世帯に属する配偶者のみ)

従業者に要する移動経費(乗車賃) 入場料等は利用者負担とする。

補助金の交付申請

移動支援提供実績票に補助金交付申請書を添付して、翌月10日までに申請すること。 補助金の交付は、翌々月末までに行う。

その他

対象外:公的な支援として不適切な外出(ギャンブル、政治活動、宗教活動等)

登録事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

居宅~目的地~居宅である必要はない。

国が示した「グループ支援型」「車両移送型」は実施しない。